

スマートフォンの料金低廉化について

平成28年6月29日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信事業部 料金サービス課

スマートフォンの料金低廉化に向けたこれまでの経緯

行政の対応

事業者の対応

平成27年
9月11日 経済財政諮問会議において総理指示

10月19日～
12月16日 「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の開催

12月18日
・総務省の取組方針の公表
・携帯電話事業者への要請
(ライトユーザ・長期利用者等の料金負担の軽減、行き過ぎた端末販売の適正化)

2月 2日 「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン(案)」の公表、パブリックコメントの開始(～3月3日)

3月25日 「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の策定(4/1適用開始)

4月 5日 ドコモ、ソフトバンクへ行政指導

平成28年
1月 7日 ソフトバンク新料金プランの発表(4/1提供開始)

1月29日 ドコモ新料金プランの発表(3/1提供開始)

2月 1日 KDDI新料金プランの発表(3/23提供開始)

2月以降 要請を受け、自主的な端末販売適正化の取組を開始

4月14日 ドコモ長期利用者向け割引の拡充の発表(6/1提供開始)

5月25日 ソフトバンク長期利用者向け割引等の発表(平成28年秋提供開始予定)

5月31日 KDDI長期利用者向け優遇等の発表(9月以降提供開始予定)

携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースについて

趣旨

近年のスマートフォンの普及等に伴い、家計支出に占める携帯電話の通信料の負担は年々増大している。本タスクフォースでは、利用者にとって、より低廉で利用しやすい携帯電話の通信料金を実現するための方策を検討する。

検討事項

- (1) 利用者のニーズや利用実態を踏まえた料金体系
- (2) 端末価格からサービス・料金を中心とした競争への転換
- (3) MVNOサービスの低廉化・多様化を通じた競争促進 等

開催実績・スケジュール

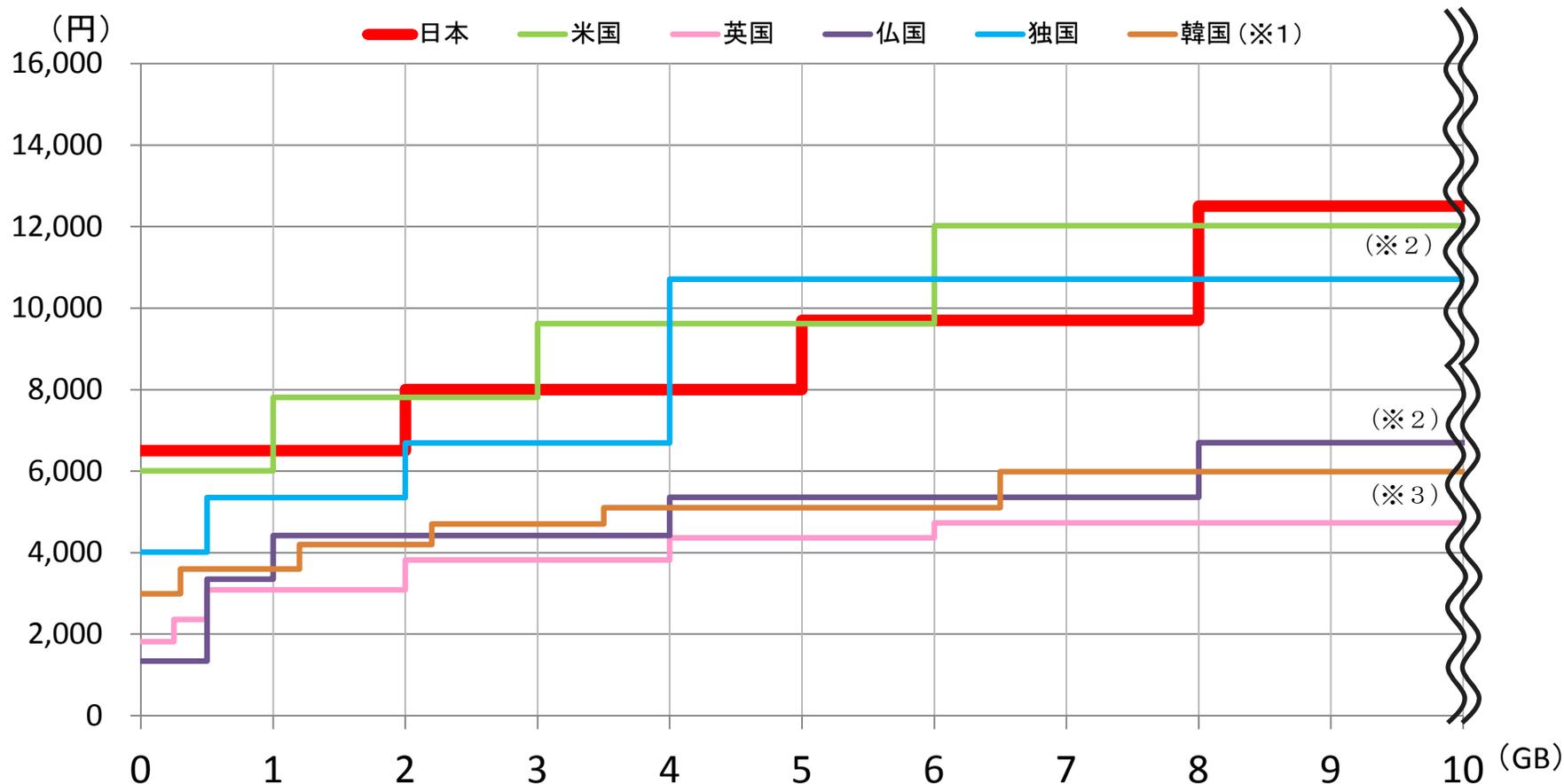
| | |
|-------------|--------------------------------|
| 平成27年10月19日 | 第1回会合(現状と課題について意見交換) |
| 10月26日 | 第2回会合(事業者、消費者団体からのヒアリング) |
| 11月16日 | 第3回会合(事業者、販売代理店の団体からの非公開ヒアリング) |
| 11月26日 | 第4回会合(論点整理) |
| 12月16日 | 第5回会合(取りまとめ) |

構成員

| | | | | |
|------|-------|--------------------------|-------|--------------------------|
| 主査 | 新美 育文 | 明治大学法学部教授 | 長田 三紀 | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 |
| 主査代理 | 平野 晋 | 中央大学総合政策学部教授 | 舟田 正之 | 立教大学名誉教授 |
| | 相田 仁 | 東京大学大学院工学系研究科教授 | 森 亮二 | 弁護士 |
| | 北 俊一 | 株式会社野村総合研究所 上席コンサルタント | | (敬称略、主査・主査代理を除き50音順、全7名) |

諸外国におけるスマートフォン(LTE)の通話・データプラン(月額)

音声及びデータの組み合わせプランで比較した場合、日本(NTTドコモ)はデータ通信量が2GBからの設定となっており、諸外国のSIMのみプランに比べ、少ないデータ容量においては高い料金額となっている。



※1 日本、独国及び韓国のプランは24か月継続プラン。英国及び仏国のプランは12か月継続プラン。米国のプランは期間拘束なしのプラン。
 日本、米国、独国及び韓国のプランは国内通話無制限。英国及び仏国のプランは一部を除き国内通話無制限。
 為替レートは以下のとおり。小数点以下は四捨五入。
 1米\$ = 120.2円、1£ = 181.9円、1€ = 134.0円、1₩ (韓) = 0.1円

※2 米国及び仏国の料金プランは、12GBまで利用可能。

※3 韓国の料金プランは、11GBまで利用可能。

- 月々の通信料の割引や販売店への販売奨励金によるキャッシュバック等により、端末価格の実質的な値引きが行われている。
- MNPを利用して端末を購入をする利用者に対しては、特に値引きの額が大きい。

新規契約・機種変更でNTTドコモ端末を購入した場合

| 機種名 (メーカー名) | iPhone6S 64GB (Apple Inc.) | Xperia Z4 (ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)) | Galaxy S6 edge (Samsung Electronics Co., Ltd.) |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------------|---|
| 端末価格 | 99,792円 | 93,312円 | 93,312円 |
| 月々サポート総額 (月額) | ▲60,912円 (▲2,538円×24ヶ月) | ▲37,584円 (▲1,566円×24ヶ月) | ▲13,608円 (▲567円×24ヶ月) |
| 実質負担額 | 38,880円 | 55,728円 | 79,704円 |

MNP※転入でNTTドコモ端末を購入した場合

| 機種名 (メーカー名) | iPhone6S 64GB (Apple Inc.) | Xperia Z4 (ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)) | Galaxy S6 edge (Samsung Electronics Co., Ltd.) |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|---|
| 端末価格 | 99,792円 | 93,312円 | 93,312円 |
| 月々サポート等総額 (うち月々サポート月額) | ▲87,264円 (▲3,186円×24ヶ月) | ▲93,744円 (▲810円×24ヶ月) | ▲104,112円 (▲3,888円×24ヶ月) |
| 実質負担額 | 12,528円 | ▲432円 | ▲10,800円 |

※ MNP (Mobile Number Portability): 電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗り換える制度

出典: docomo online shopより作成
(2015年10月8日時点)

1. スマートフォンの料金負担の軽減

- スマートフォンのライトユーザや端末購入に係る補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担を軽減 ⇒ 平成27年12月18日に要請

2. 端末販売の適正化等

- MNP利用者等に対する行き過ぎた端末の値引き販売の見直し ⇒ 平成27年12月18日に要請、平成28年3月25日に「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を制定
- 総務省において、見直し状況の報告を求めるとともに、店頭調査等を行い、必要に応じて更なる措置 ⇒ 平成28年3月28日に「電気通信事業報告規則」を改正、平成28年3月に全国で店頭調査を実施
- 通信料金と端末価格の内訳を利用者に分かりやすく説明 ⇒ 平成27年12月18日に要請、平成28年3月29日に「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正
- 利用者が通信サービスと端末を自由に組み合わせて利用できるよう、SIMロック解除や「2年縛り」の見直しを引き続き推進 等

3. MVNO※1のサービスの多様化を通じた料金競争の促進

- MVNOがより多様なサービスを提供することができるよう、加入者管理機能※2の開放に向けたMVNOと携帯電話事業者との協議を促進 ⇒ 平成28年3月29日に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を改正

※1 MVNO (Mobile Virtual Network Operator): 電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて独自のサービスを提供する事業者

※2 加入者管理機能: 携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約情報といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベース

- 携帯電話各社は、ライトユーザの負担を軽減する料金プランを3月以降導入。
- 当該プランを選択することにより、概ね1人当たり5,000円以下で利用できる。

(月額。税抜)

| 会社名 | NTTドコモ | KDDI (au) | ソフトバンク | (参考:従来より提供) ワイモバイル |
|------------|--|---|--|---|
| 基本料 | 5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円) | 5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円) | 5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円) | 10分以内300回までの 国内通話込み (2,980円) |
| ネット 接続料 | 300円 | 300円 | 300円 | 基本料に含む |
| データ 通信 | 家族全員で 5GB/月 (6,500円+500円×子回線数) | 1GB/月 (2,900円) | 1GB/月 (2,900円) | 1GB/月 (基本料に含む) |
| 合計 | 3人家族の場合 4,500円/人 | 4,900円 | 4,900円 | 2,980円 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・3月1日より提供開始 ・端末によっては、端末購入に伴う月額通信料金割引が他のプランと比べ減額される場合がある | <ul style="list-style-type: none"> ・3月23日より提供開始 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用なし | <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日より提供開始 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用なし | <ul style="list-style-type: none"> ・2014年8月1日より提供 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用あり |

| 会社名 | NTTドコモ | KDDI (au) | ソフトバンク |
|------|--|--|---|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 4年以上利用で 月100～2,500円料金割引 ② 2年契約更新で 3,000円分のポイント | <ul style="list-style-type: none"> ① 4年以上利用で <ul style="list-style-type: none"> ・月40～900円分のポイント ・3ヶ月毎に0.3～2GBデータ増量 ② 2年契約更新で 3,000円分のギフト券 | <ul style="list-style-type: none"> ① 2年以上利用で <ul style="list-style-type: none"> ・月200円料金割引 or ・月500円分のポイント ② 2年契約更新で 3,000円分のポイント |
| 提供開始 | 平成28年6月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポイント、ギフト券：平成28年11月 ・データ増量：平成28年9月 | 平成28年秋 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ずっとドコモ割コース(2年の期間拘束を更新するコース)」を選択した利用者が対象 ・①は料金プラン・利用年数に応じて設定 | ①は料金プラン・利用年数に応じて設定 | 2年契約(3年目以降の期間拘束がないコースを含む)に加入している利用者が対象 |

- ガイドラインは、スマートフォンの端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方を示すもの。
- 外部からの情報提供窓口、店頭での実態調査の実施等を通じたフォローアップ・検証を行い、必要があると認めるときは、電気通信事業法第29条の業務改善命令の発動を検討。
(2月2日から3月3日まで意見募集、3月25日策定、4月1日から適用)

端末の実質負担のイメージ

端末購入補助の内容

定価

利用者間で著しい不公平を生じないように、調達費用に応じた合理的な額の負担

在庫処理(型落ち)、
通信方式変更・周波数帯移行、
廉価端末の場合の割引

4月1日
適用開始

実質0円

1月末までに発表した学割の適用
による割引

5月末までの
経過措置

- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする ※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く
 - ▶ 携帯電話の通信料金割引
 - ▶ スマートフォンの購入代金割引
 - ▶ キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売に応じて販売店に支払う金銭(端末販売奨励金)

(対象とするもの)

- 他の物品・役務とのセット割引
- データ通信量の無料増量

(対象外とするもの)

- 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
- 一定年齢以上又は以下を条件に、期限の定めがなく継続的に提供される割引等

ソフトバンク

NTTドコモ

4月1日時点の
端末購入補助の
状況

MNPの場合に多くの機種
で実質0円以下となる行き
過ぎた端末購入補助

< iPhone 6s(16GB)の場合 >
定価 93,600円
負担額 ▲15,888円

条件によっては実質数百円
となる端末購入補助

< iPhone 6s(16GB)の場合 >
定価 93,312円
負担額 648円

4月5日付けの
行政指導

・ガイドラインの趣旨に沿って、端末購入者の負担が合理的な額となるよう適正化を図ること。

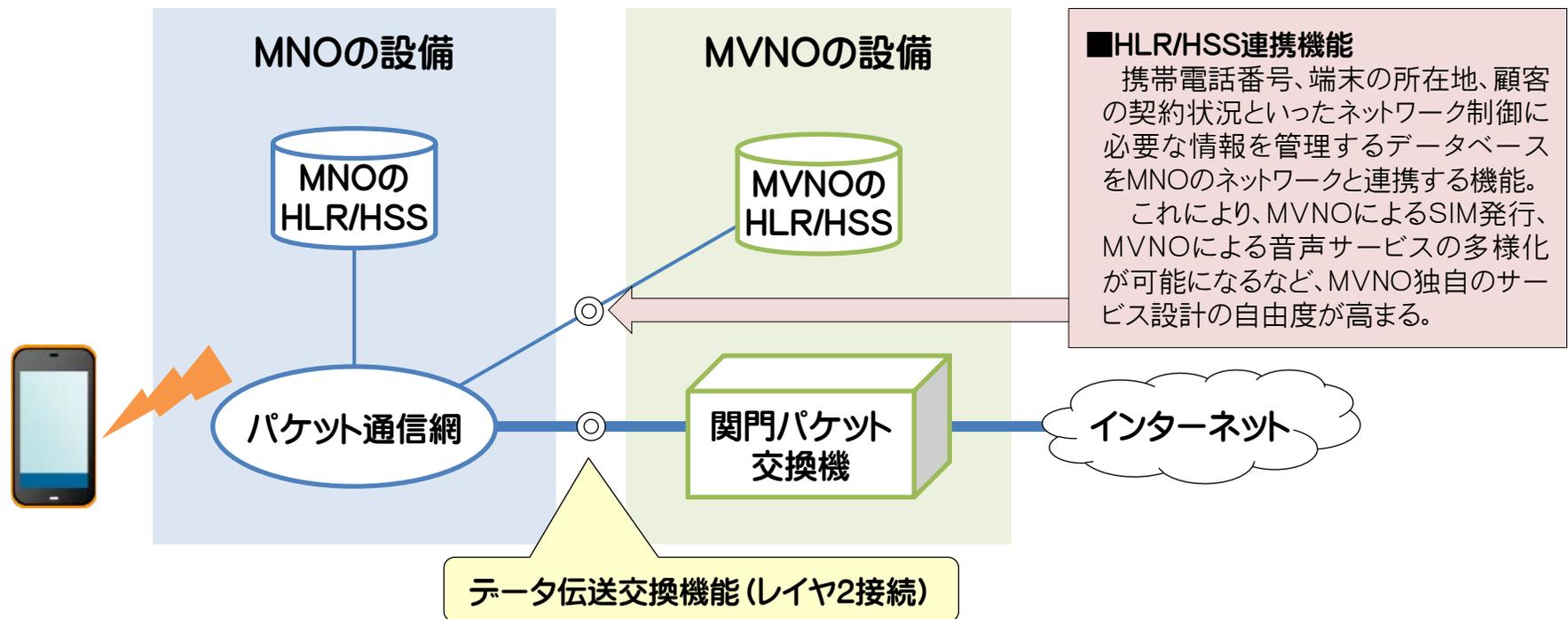
・実質0円以下となる行き過ぎは可及的速やかに是正し、結果を報告すること。

・ガイドラインの趣旨に沿って、端末購入者の負担が合理的な額となるよう適正化を図ること。

赤枠内は委員限り

- HLR/HSSとは、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベース。
- 英仏等では、MVNOが独自のHLR/HSSを管理し、MNOネットワークで相互運用するケースが存在。
- MVNOガイドラインにおいて、HLR/HSS連携機能を「開放を促進すべき機能」と位置づけ、MVNOとMNO間の協議を促進。
- 現在、MNO 1社が、複数のMVNOと、HLR/HSS連携機能の開放に向けて協議中。

※HLR (Home Location Register)/HSS (Home Subscriber Server)



(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 (略)